

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	行政書士法人こんどう法務事務所
登録番号又は法人番号	2101201
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	行政書士法人こんどう法務事務所
事務所所在地	大阪府寝屋川市昭栄町 17 番 13 号
処分年月日	令和 6 年 12 月 17 日
処分内容（種類）	解散勧告（解散するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>被処分法人の補助者または事務員は、自動車保管場所証明申請手続きにおいて、車両使用者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合に、自動車の使用の本拠の位置を証するため、真正な消印付き封筒の住所及び宛名を当該自動車の使用の本拠の位置及び氏名に偽造した封筒を用い、その写しを管轄警察署に提出して、十数件の車庫証明を取得した。</p> <p>加えて被処分法人の補助者または事務員は、補助者登録がされていない事務員に対して、丁種受託者としての封印業務を十数件にわたり担当させ、さらに封印された自動車登録番号標と真正な補助者証（または補助者証のコピー）を 1 枚の写真として撮影し、これを依頼者への業務完了報告に使用した。</p> <p>被処分法人の社員行政書士である被処分者は、当初、上記行為を認識していなかったが、その後、事情を認識するに至ったにもかかわらず、これを放置した。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 10 条、行政書士法第 13 条の 17、日本行政書士会連合会会則第 59 条、大阪府行政書士会会則第 40 条、補助者規則第 6 条第 1 項、封印業務の受託に関する規則第 11 条第 6 項の各規定に違反した。